

木箱(公用・書留・配達証明小包)



(平成 28 年度寄贈 No.11)

静岡県三島市の中部第十部隊から、勲記〔くんぎ 受勲者(じゅくんしゃ)に勲章(くんしょう)と共に与えられる証書〕を、公用・書留・配達証明小包にて東吾野村役場(ひがしあがのむらやくば)に郵送する際に用いられた木箱です。

中に収められた勲記の日付は昭和 15(1940)年4月 29 日です。しかし、東吾野村役場から小包を受け取った受勲者の家族が、木箱の側面に記(しる)した墨書は、「昭和貳拾年壺月拾九日拝領ス」(しょうわにじゅうねんいちがつじゅうくにちはいりょうす)とあります。

何故、勲記の日付と「拝領」までの間に5年弱の年月が存在するのでしょうか。戦時中における何らかの混乱の現われでしょうか。